

深川市緑の基本計画 概要版

(令和5年3月)

序章 計画の背景と目的 (P1~P8) ※計画掲載ページ

深川市では、緑の将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を示した「深川市緑の基本計画」を平成17年に策定し、緑地の保全、緑化の推進及び都市公園の整備などを進めてきました。計画策定から約17年が経過し、上位計画の策定・改訂や少子高齢化による人口減少など社会情勢の変化へ対応するために本計画の見直しを行うものです。

また、緑や公園の「生活の潤い」「レクリエーションの場」「減災」「環境の負荷低減」などの多面的な機能を有効に活用する中で、SDGs（持続可能な開発目標）の各目標の達成に貢献します。

計画の区域▶深川都市計画区域対象 ※市域についても緑の位置づけ、施策方針を示します

目標年次▶令和4年度～令和23年度（20年間）

評価と見直し▶緑のイベント開催時にアンケートを実施、適宜確認し見直しを行います

対象となる緑▶都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地、緑地保全地域及び特別緑地保全地区、緑化地域、農地、緑化された民有地、鉢植えの植物など



第1章 深川市の緑の現状 (P9~P23)



深川市の現況と緑の現況

- ◆市域面積 529.42 km²（約6割を山林が占める）
- ◆東西に石狩川が流れ、南に音江連峰を擁しています
- ◆水稲、花き、そばなどの農業を基幹産業としています
- ◆令和2年度人口 20,062人。今後も人口減少が予測されます

公園緑地

公園施設長寿命化計画を策定し維持補修を進めるほか、街区公園の草刈りや清掃などの維持管理については、町内会や企業などの協力（環境美化パートナー制度）のもと実施しています。

公共・民間施設

市役所や学校、文化施設などの公共施設は、今後、人口減少などの社会情勢の変化や老朽化による施設の更新・統廃合に伴い、将来的には建物面積同様植栽地の敷地も縮小が予測されます。

街路樹

市内24路線において、イチヨウ、ナナカマド、サクラなど、12種類1,700本あまりの街路樹があります。街路樹には道路環境の維持のための様々な機能がありますが、人口減少や高齢化などにより、維持管理に協力いただいている町内会や、沿線の住民の負担が増している状況です。

緑に関するイベント・観光資源



市民桜まつり



円山公園のカタクリ群生地



果樹園のリンゴ狩り



桜山公園の桜

市民の緑意識の調査（市民1, 200人に対しアンケートを実施）

課題

1. 緑意識の変化と緑づくりの担い手の減少

市民の緑意識は、平成15年調査時と今回調査を比較すると「地域の緑づくりへの関心の高さ」「地域の緑づくりへの参加」ともに減少し、10代の若年層や20代～65歳未満の勤労世代の方は、関心があっても緑づくりへの参加につながっていない傾向があります。

2. 公園の効果的な活用と身近な緑の維持管理

- ・公園緑地などの身近な緑について、市民全体では約6割が「公園をほとんど利用しない」でした。
- ・公園緑地の「数・量」の満足度は、若年層においては「質」的な不満がある方が約半数であることから、若年層の利用が多い身近な公園について、より利用しやすくなるような環境の構築が必要です。
- ・街路樹は「現状のまま」を支持する方が約6割と最も多いながらも「街路樹を増やす」「街路樹を減らす」と正反対のニーズがあります。

第2章 深川市の緑の現状（P24～P26）

基本理念

緑は多様な機能を持っており、市民全員が共有し未来へ継承する貴重な財産です。緑をまもり、つくり、育て、活用しながら、快適で安全なまちづくりを実現するため、効果的に取り組んでいかなければなりません。

深川市の緑づくりの理念は、第六次深川市総合計画とその理念及び深川市都市計画マスタープランを共有し、共通の将来像を目指して施策展開を図ります。
緑づくりの理念は、以下のとおりとします。

**豊かな自然と暮らしが調和した
緑あふれる田園都市 ふかがわ**

緑づくりの基本方針

- 方針1 山地や農地石狩川流域などの「広域的な緑」の保持
- 方針2 市街地に配置された深川総合運動公園・グリーンパーク21や周辺に位置する桜山公園・丸山公園などの「市街地とその周辺の緑」の維持管理
- 方針3 「緑の拠点」となる公園緑地の適正配置
- 方針4 公園や河川敷地などの緑の拠点を結ぶ「緑のネットワーク」の確保
- 方針5 緑化啓発や木育を行い「住民参加による緑づくり」を推進する

目標水準

対象区域▶深川都市計画区域（2,353ha）

人口見通し▶令和2年度 16,258人▶令和23年度 約10,600人

都市公園の整備・保全 都市公園の現状の水準である46㎡/人を確保します

緑地の保全 現状の353ha以上を確保します

緑づくりの目標 私有地は敷地面積の5%以上、公共公益施設は10%以上の緑化

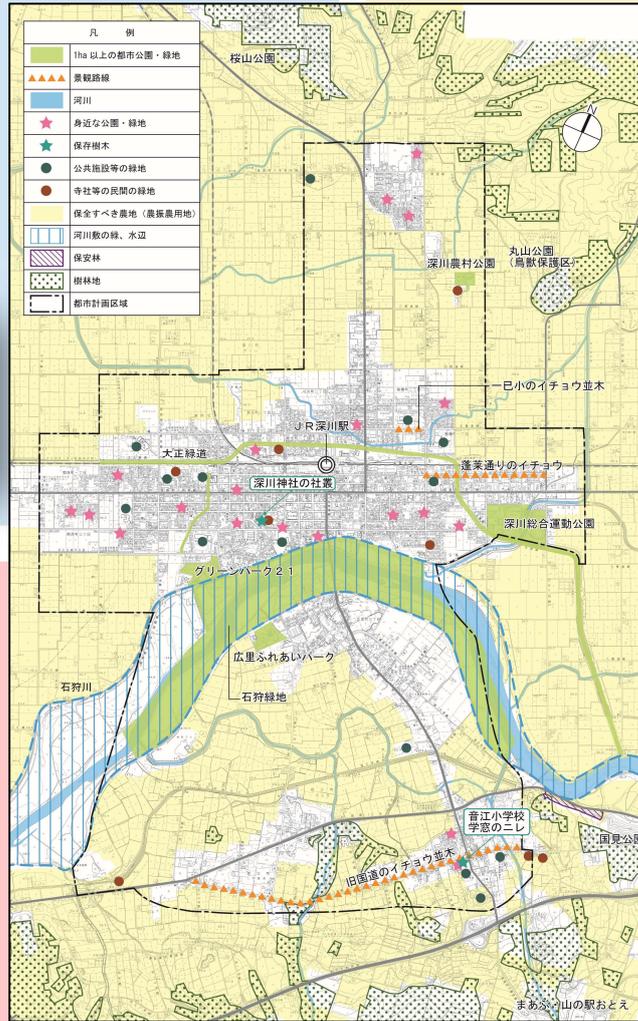
環境保全

- ◆骨格となる緑
- ◆歴史的風土地区の配置
- ◆生活環境の拠点となる公園
- ◆田園風景を形成する農地
- ◆動植物と都市活動が共生する、自然空間
- ◆都市の環境負荷低減に寄与する緑



レクリエーション

- ◆広域圏におけるレクリエーション活動拠点
- ◆日常生活圏のレクリエーション拠点
- ◆ネットワーク空間
- ◆公園緑地等の配置方針



防災

- ◆避難体系の確保
- ◆災害に強い都市構造の形成
- ◆森林の整備



景観構成



- ◆都市を代表する郷土景観の形成
- ◆景観路線の配置
- ◆土地利用規制と連動した緑の確保
- ◆民間の参加、協力

緑をまもる

《森林・丘陵地をまもる》

森林は、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全、地球温暖化を抑制するなど、多面的な機能や役割を持っています。森林の整備や木育をとおり、適切な保全・育成・活用を図ります。

- ①自然景観・生物多様性 ②環境・防災 ③レクリエーション利用
- ④森林とのふれあいの場の確保 ⑤地域別方針

《農地をまもる》

- ①市街地を取り囲む田園風景の形成 ②農地・農業とのふれあいの場の確保
- ③農産業における環境負荷軽減

《河川をまもる》

河川には、農業の用水確保のほか観光レクリエーション的な機能があり、その機能の維持増進及び安全性の確保を図ります。また、地球温暖化に伴う異常気象に対応する流域治水に努めます。

- ①水資源の保全 ②河川の保全活用 ③河川環境

緑をしくる

《緑をつなぐ》

- ①大正緑道等の利活用 ②石狩川の保全・活用 ③市街地の魅力をつくる緑の歩行者空間
- ④街路樹の管理▶「計画的な剪定」「沿線町内会との協議」「景観路線の設定」

《身近な緑をつくる》

- ①深川市街地の個性をつくる公園 ②レクリエーションの核となる公園
- ③地域の身近な公園 ④公共施設の緑づくり、花づくり
- ⑤民間の緑▶「市街地に点在する民間の緑の保全」「市街地にうるおいを与える緑の保全」「住宅地の緑」「保存樹」「深川市緑化協定事業」

《緑の拠点をつくる》

- ①都市、市街地の拠点となる緑▶「市街地の拠点となる緑づくり」「観光の拠点としての緑」
- ②地域をつくる緑▶「深川市街地」「広里市街地、音江市街地とその周辺」「あけぼの市街地及び周辺」

緑を育てる

《意識・関心を高める》

- ①緑にふれる機会の確保 ②市民の緑づくり活動の推進 ③緑づくりの情報公開、情報交流
- ④緑づくりの人材育成

《市民、団体への活動支援》

- ①市民、団体への活動支援 ②深川市みどりの銀行の活用 ③みどり館の活用
- ④緑と花の広域連携

《協働・参加》

- ①市民に開かれた参加型の緑づくり ②緑の担い手づくり ③緑を推進する組織づくり

深川市緑の基本計画 概要版 (令和5年3月)

〒074-8650 北海道深川市2条17番17号

TEL (0164) 26-2304 (直通)

FAX (0164) 22-2460

E-Mail toshiken@city.fukagawa.lg.jp

編集 深川市建設水道部 都市建設課